廿日市市保健福祉審議会専門部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廿日市市保健福祉審議会条例(昭和60年条例第8号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、条例第7号に規定する専門部会(以下「専門部会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

- 第2条 専門部会及び専門事項は、次のとおりとする。
 - (1) 地域共生専門部会 地域共生社会の実現に関する事項
 - (2) 障がい福祉専門部会 障がい者の保健福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門部会 子どもの保健福祉に関する事項
 - (4) 高齢福祉専門部会 高齢者の保健福祉及び介護保険に関する事項
 - (5) 健康増進専門部会 健康増進及び食育に関する事項 (部会長及び副部会長)
- 第3条 専門部会に条例第7条第2項に規定する部会長を置く。
- 2 専門部会に副部会長を置く
- 3 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
- 4 副部会長は、専門部会委員のうちから部会長が指名する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が 欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第4条 専門部会の庶務は、健康福祉部において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関して必要な事項は、廿日市市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)会長が審議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。